

個人住民税確定申告書等処理業務委託契約書（案）

個人住民税確定申告書等処理業務の委託について、徳島市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、個人住民税確定申告書等処理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別紙委託業務仕様書に定めるところによる。

（委託業務実施上の注意）

第3条 乙は、委託業務の遂行に当たっては、誠実にこれを履行するとともに、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第4条 この契約に係る委託料は、年額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

- 2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。
- 3 第15条の規定により委託期間の中途においてこの契約を解除したときの委託料は、甲・乙協議の上、甲が決定する。

（委託料の支払方法）

第5条 乙は、前条に定める委託料は、令和7年3月31日までの業務の履行及び検収の実績に応じた額と、令和7年4月1日から令和7年5月31日までの業務の履行及び検収の実績に応じた額について、請求書に委託業務実施報告書を添えて、各末日の30日以内に甲の指示する方法により甲に請求しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から委託料の適法な請求を受けたときは、30日以内に甲の指定する場所において乙に支払うものとする。

（委託期間）

第6条 委託期間は、契約締結日の翌日から令和7年5月31日までとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、甲の契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第31条第8号の規定により免除する。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、本契約が完了した後でも、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

(損害賠償)

第9条 乙は、委託業務を行うに当たり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙の責任においてこれを賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

(違約金)

第10条 乙の責めに帰すべき理由により、甲の指定する期日までに引渡し又は給付を終わらないときは、甲は乙から違約金を徴することができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施中に知り得た甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別紙仕様書に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

2 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によって甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(本件成果物の帰属)

第14条 委託業務の遂行に伴い生じた業務手順書等の知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する知的財産権は、甲の乙に対する委託料の支払いが完了した時点で、甲、乙又は第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、甲及び乙の共有（持分均等）とする。なお、乙から甲への知的財産権移転の対価は委託料に含まれるものとする。

2 前項の場合、甲及び乙は共有にかかる知的財産権につき、前項の共有にかかる知的財産権の行使についての法律上必要とされる共有者の合意をあらかじめこの契約により与えられるものとし、相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら利用することができるものとする。

3 甲乙とも、本件成果物等についてはその後の業務環境に合わせ逐次改変して使用する

ことを可能とする。

(契約の解除等)

第 15 条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにいつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、第 6 条に規定する委託期間中に乙が委託業務を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為があったとき。
- (3) この契約の条項に違反したとき。
- (4) 受託者としての資格を欠いたとき。
- (5) 別記 1 「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。
- (6) 別記 2 「徳島市暴力団等排除条項」第 1 項に該当するとき。
- (7) この契約の履行に際し、甲の係員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。

2 前項の規定にかかわらず、この契約を解除する必要があるときは、甲・乙協議してこの契約を解除することができる。

3 甲は第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(委託業務実施中の事故責任)

第 16 条 委託業務実施中に発生した事故により乙又は乙の従事者が受けた損害については、甲はいかなる責めも負わないものとする。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第 18 条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等)

第 20 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、法令に特別の定めがあるもののほか、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者 徳島市長 遠藤 彰良

乙 徳島市〇〇〇
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への通知)

第5 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自らが行き、第三者にその取扱を委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(研修の実施)

第11 乙は、この契約による事務に従事し特定個人情報ファイルを取り扱う全ての者に、当該事務に従事させる前に個人情報の取扱いに関する研修を実施しなければならない。

(誓約書の提出)

第12 乙は、この契約による事務に従事し特定個人情報ファイルを取り扱う全ての者から、当該事務に従事させる前に第11で定めた研修を実施した上で個人情報の取扱いに関する誓約書を収集し、甲に提出しなければならない。

(特定個人情報ファイルに対するアクセス権限の制限)

第13 乙は、特定個人情報ファイルにアクセスできる従事者を必要最小限の範囲としなければならない。また、アクセス権限を付与する場合においても必要最小限の権限としなければならない。

(個人情報保護措置に対する報告・調査)

第14 乙は、個人情報の取扱いに関して甲が求める事項について、書面で定期的に報告を行わなければならない。また、乙は、甲が必要と認めるときは、甲による調査を受けなければならない。

(特定個人情報の消去・廃棄)

第15 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、甲が定める保管期間を経過した特定個人情報を含む電子媒体及び紙媒体について、適切な方法で消去又は廃棄しなければならない。また消去又は廃棄を行った場合に廃棄履歴管理簿を作成し、保管しなければならない。

(個人情報保護体制の整備)

第16 乙は、この契約による事務に従事し特定個人情報ファイルを取り扱う全ての者から、個人情報保護管理者、監査責任者、担当者を任命し、当該事務の開始前までに甲に示さなければならない。

(緊急時対応体制の整備)

第17 乙は、この契約による事務に従事し特定個人情報ファイルを取り扱う全ての者から、特定個人情報の漏洩の恐れが生じた場合の担当者を任命し、当該事務の開始前までに甲に示さなければならない。

別記 2

徳島市暴力団等排除条項

(契約の解除)

- 1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(語句の解釈)

- 2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおりに解釈するものとする。